

生活協同組合パルシステム東京 求職者等に対するハラスメント対策指針

生活協同組合パルシステム東京（以下、当組合）は、『「たべもの」「地球環境」「人」を大切にした「社会」をつくれます』を理念として掲げ、事業および活動の基盤として位置づけています。これまでも、すべての役職員が「行動規範」に基づき、互いの人権や人格を尊重し合うことに努めてまいりました。

当組合は、この理念のもと、採用活動における環境づくりにおいても、求職者等（求人に応募する者、採用に資する活動や実習に参加する者）の人権を尊重し、誰もが安心して就職活動に臨めるよう取り組んでいます。採用の過程における全てのハラスメント行為の禁止を徹底し、不当な差別や不利益な取り扱いを排除することで、公平かつ適正な採用活動を推進してまいります（以下、求職者等に対するハラスメントを「就活ハラスメント」といいます）。

採用活動においては、次のルールを厳守します。

1. 面談場所

面談は原則として、「当組合内および当組合に関連する施設」「学校施設」「Web 会議システム」で実施します。

2. 連絡方法

求職者等との連絡は、当組合アカウントの SNS、当組合および当組合指定の電話とメールアドレス、ならびに当組合管理の就職サイト経由とします。役職員の私用の SNS、電話、メールアドレスを用いた連絡を禁止します。

3. 採用活動

就職説明会やインターンシップなど、オンライン上で行われるものを含め、採用活動における求職者等に対する全てのハラスメント行為を禁止します。

4. 選考

人権の尊重に配慮して、就職差別につながる不適切な質問は禁止します。

5. 役職員教育

役職員に、就活ハラスメントに関する周知・啓発を行います。

6. 相談窓口

就活ハラスメントに関する相談窓口を設置します。相談窓口を利用したことで、不利益な取り扱いを行うことはありません。

- パルシステム東京求職者等相談窓口（マネジメント推進室）メール：paltokyo-shukatsu@pal.or.jp
- 弁護士 大野壽三枝（オオノ・キド法律事務所）メール：ohno@ohnokido.jp
- 外部行政相談窓口 東京都産業労働局雇用就業部就業推進課 LINE アカウント名：「就活ハラスメント相談」

なお、ご相談内容が就活ハラスメントの範囲外である場合は、適切な対応および円滑な解決を図るため、あらかじめご了承のうえで適切な担当部署へ情報を引き継ぎ、対応することがあります。